府令・復興庁令・省令

○**内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省令第一号**

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号から第十三号までを次のように改める。

十一　国立研究開発法人情報通信研究機構
十二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
十三　国立研究開発法人森林総合研究所

第三条第二十号を次のように改める。

二十　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第三条第二十二号を次のように改める。

二十二　国立研究開発法人科学技術振興機構

第三条第二十八号を次のように改める。

二十八　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

附　則

この命令は、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

府令・省令

○**内閣府令、総務省令、法務省令、外務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令第一号**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
防衛大臣　中谷　元

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　内閣府、文部科学省及び厚生労働省

附　則

この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○**内閣府、総務省、経済産業省令第一号**

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号の規定に基づき、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号から第十三号までを次のように改める。

十一　国立研究開発法人情報通信研究機構
十二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
十三　国立研究開発法人森林総合研究所